

令和5年5月に判明した事務処理誤りの概要と対応

委託業者のミス（1件）

- 令和5年5月18日、委託で実施している特定保健指導の再委託先が提供する特定保健指導管理システムにおいて、船員保険加入者の特定保健指導情報等を別保険者の担当者が閲覧可能な状態にあったことが委託業者からの連絡で判明しました。

特定保健指導管理システムの委託業者の作業員が、契約中の全保険者の情報を閲覧できる権限を別保険者の担当者のアカウントに誤って付与したことが原因です。

委託先と再委託先からは、船員保険加入者の特定保健指導情報等の閲覧等がなされた形跡はないという報告を受けており、閲覧可能な状態となった加入者様へはお詫びの文書を送付しました。

再発防止策として、作業員が設定できるアクセス権限の制限や各種機能リリース時のダブルチェック等を徹底するよう、委託業者及び再委託先に指導しました。また、インシデント発生時の報告体制の明確化を図りました。